

○電子計算システム関係事務取扱要領について

〔昭和59年8月27日〕
蔵理第2992号

改正昭和60年 8月22日蔵理第2997号
同61年 2月15日 同第 438号
同62年 5月29日 同第1948号
平成元年 4月 1日 同第1668号
同 5年 6月22日 同第2465号
同13年 3月23日財理第1032号
同14年 2月22日 同第 648号
同15年 3月31日 同第1366号
同16年 3月10日 同第 886号
同16年 3月31日 同第1325号
同16年11月 5日 同第3980号
同18年 3月31日 同第1335号
同18年12月26日 同第5084号
同19年 4月 4日 同第1253号
同20年 3月31日 同第1432号
同21年 8月27日 同第3811号
同24年 3月30日 同第1583号
同25年 4月 1日 同第1627号
同26年 4月 1日 同第1697号
同29年 6月26日 同第2169号
同30年 2月16日 同第 517号
令和2年 4月24日 同第1462号
令和3年 9月21日 同第3263号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房長あて通知したから、了知されたい。

なお、国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和34年大蔵省訓令特第6号）第17条に規定する合同宿舎の状況を明らかにした報告書及び合同宿舎の貸与状況の報告書の作成方法等についても、「電子計算システム関係事務取扱要領」によるものとする。

おって、次の通達等を廃止する。

昭和46年7月5日付蔵理第2955号「電子計算システム関係事務取扱要領の制定について」

昭和49年5月25日付蔵理第2213号「省庁別宿舎の現況は握について」

昭和41年6月10日付蔵国有第1618号「合同宿舎現状調査表の作成について」

昭和55年5月8日付蔵理第1908号「省庁別宿舎の現状は握について」

別紙

電子計算システム関係事務取扱要領について

〔昭和 59 年 8 月 27 日〕
蔵理第 2992 号

大蔵省理財局長から各省各庁官房長宛

国家公務員宿舎の現況把握に関する事務を電子計算システムにより処理するための国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 32 条に規定する宿舎の状況を明らかにした報告書及び貸与状況の報告書の作成方法等については、別添「電子計算システム関係事務取扱要領」により行うこととされたので、命により通知する。

なお、入力は正確に行うとともに、提出期限を厳守するよう留意されたい。

おって、昭和 46 年 7 月 5 日付蔵理第 2955 号「電子計算システム関係事務取扱要領の制定について」通達及び昭和 55 年 5 月 8 日付蔵理第 1908 号「省庁別宿舎の現状は握について」通達は廃止する。

電子計算システム関係事務取扱要領
——公務員宿舎現況把握事務編——

目次

第 1 総則

- 1 目的
- 2 用語の意義
- 3 範囲

第 2 宿舎の状況に関する報告

- 1 作成及び提出の方法
- 2 提出期限

第 3 宿舎の貸与状況に関する報告

- 1 作成及び提出の方法
- 2 提出期限

第 4 宿舎の棟数及び戸数の取扱い

第 5 コード等の設定及び管理

- 1 コードの種類
- 2 コードの設定方法
- 3 コードの管理

4 異動事由

別紙

- 1 公務員宿舍現況表
- 2 貸与状況調査
- 3 法第4条第2項関係の宿舍の内訳
- 4 維持管理機関（省庁）コード
- 5 維持管理機関（合同宿舍）コード
- 6 特別会計コード
- 7 異動事由
- 8 異動が2ある場合の異動事由の取扱い

第1 総則

1 目的

この取扱要領は、国有財産総合情報管理システムにより国家公務員宿舍の現況把握に関する事務を円滑に処理するための基本的な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この取扱要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 「法」とは、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）をいう。
- (2) 「施行令」とは、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）をいう。
- (3) 「規則」とは、国家公務員宿舍法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）をいう。
- (4) 「宿舍」とは、法第2条第3号に規定する宿舍をいう。
- (5) 「法第4条第1項関係の宿舍」とは、法第4条第2項関係の宿舍以外の宿舍をいう。
- (6) 「法第4条第2項関係の宿舍」とは、別紙3に掲げる宿舍をいう。
- (7) 「索引記録」とは、宿舍現況記録（索引）に登載された索引に関する記録をいう。
- (8) 「土地記録」とは、宿舍現況記録（土地）に登載された土地に関する記録をいう。
- (9) 「建物記録」とは、宿舍現況記録（建物）に登載された建物に関する記録をいう。
- (10) 「貸与記録」とは、宿舍現況記録（貸与）に登載された貸与に関する記録をいう。
- (11) 「自動車の保管場所記録」とは、宿舍現況記録（自動車の保管場所）に登載された自動車の保管場所に関する記録をいう。
- (12) 「自動車の保管場所・貸与記録」とは、宿舍現況記録（自動車の保管場所・貸与）に登載された自動車の保管場所の貸与に関する記録をいう。
- (13) 「維持管理機関」とは、法第5条に基づいて省庁別宿舍の維持及び管理を行う各省各庁の長、法第7条第1項及び第2項に基づいて各省各庁の長から事務の委任を受けた職員（施行令第5条の規定に基づく財務大臣との協議が整った職員に限る。）並びに同条第1項から第3項までの規定に基づいて合同宿舍の維持及び管理を行う財務局長又は、福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）並びに財務局長等か

ら事務の委任を受けた財務事務所長、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長及び財務事務所出張所長をいう。なお、法第 20 条に規定する宿舍現況記録を備えていなければならない。

3 範囲

この取扱要領によって処理する範囲は、当分の間、宿舍現況記録のうち、索引記録にかかわるもの、土地記録にかかわるもの、建物記録にかかわるもの、貸与記録にかかわるもの、自動車の保管場所記録にかかわるもの及び自動車の保管場所・貸与記録にかかわるものとする。

第 2 宿舍の状況に関する報告

1 作成及び提出の方法

宿舍の状況に関する報告は別紙 1 に定める様式によるものとし、各省各庁の長は、国有財産総合情報管理システムに必要事項を入力するものとする。

なお、国家公務員宿舍法施行規則第 32 条の規定に基づく財務大臣への送付は、当該システムに必要事項を入力することをもって財務大臣に提出されたものとみなす。

2 提出期限

毎年度 9 月 20 日までに財務大臣に提出する。

第 3 宿舍の貸与状況に関する報告

1 作成及び提出の方法

各省各庁の総括部局長は、維持及び管理を行う省庁別宿舍の 9 月 1 日時点の貸与状況を適宜適切に把握の上理財局長へ提出するものとする。なお、貸与状況に関する報告は別紙 2 に定める様式によるものとし、各省各庁の長は、国有財産総合情報管理システムに必要事項を入力するものとする。

なお、当該システムに必要事項を入力することをもって理財局長に提出されたものとみなす。

2 提出期限

毎年度 9 月 20 日までに理財局長に提出する。

第 4 宿舍の棟数及び戸数の取扱い

この取扱要領において、棟数及び戸数の取扱いは、次によるものとする。

1 1 棟とは、原則として、1 の居住用の家屋全部をいう。

2 1 戸とは、原則として、1 の世帯（独身を含む。）が独立して居住できるよう設置された棟の家屋の全部又は一部をいう。ただし、単独宿舍又は共同宿舍の 1 戸の部分を複数の職員に貸与（予定を含む。）しているものにあつては、室番が付された家屋の部分をいう。

- 3 規格とは、1 貸与の専用面積に見合う規格（規則第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する規格）をいう。

第 5 コード等の設定及び管理

この取扱要領において使用するコード等の取扱いは、次によるものとする。

1 コードの種類

コードの種類は次のとおりとする。

- (1) 維持管理機関コード
維持管理機関の名称を示す符号をいう。
- (2) 宿舎（住宅）コード
1 の団地ごとに付されている宿舎名又は住宅名を示す符号をいう。
- (3) 棟番号
1 の団地内にある宿舎の棟番号を示す符号をいう。
- (4) 戸番
1 棟の宿舎の戸番を示す符号をいう。
- (5) 市区町村コード
宿舎が所在する都道府県市区町村の名称を示す符号をいう。

2 コードの設定方法

- (1) 維持管理機関コード
維持管理機関コードは、6 桁をもって次により表すこととする。
 - イ 左から第 1 桁及び第 2 桁を別紙 4 に定める省（庁）の番号とする。
 - ロ 第 3 桁から第 6 桁までを省庁別宿舎については各省（庁）が定めた地方支分部局等の番号、合同宿舎については別紙 5 に定める財務局等の番号とする。
- (2) 宿舎（住宅）コード
宿舎（住宅）コードは、4 桁をもって表し、左から第 1 桁から第 4 桁までを維持管理機関が設定した宿舎又は住宅の番号とする。
- (3) 棟番号
棟番号は、3 桁をもって表し、左から第 1 桁から第 3 桁までを維持管理機関が設定した宿舎の棟番とする。
- (4) 戸番
 - イ 戸番は、5 桁をもって次により表すこととする。
 - (イ) 左から第 1 桁及び第 2 桁を各戸の階層とする。この場合において、1 階から 3 階までの庁舎に 4 階から宿舎が合築となっているようなものの階層は、庁舎の階層を含めたものとする。
 - (ロ) 第 3 桁及び第 4 桁を維持管理機関が階層ごとに設定した戸番とする。
 - (ハ) 第 5 桁を宿舎の貸与形態によって室番を設定する必要があるときに、維

持管理機関が設定した番号とする。ただし、番号を設定しないときは、「0」とする。

ロ 維持管理機関は、単独宿舎又は共同宿舎の1戸の部分複数の職員に貸与するときは、イの（ハ）の室番を設定するものとする。

(5) 市区町村コード

市区町村コードは、5桁をもって表し、総務省「地方公共団体コード」に定めるコード番号のうち左から、第1桁から第5桁までに定める番号を付する。

3 コードの管理

維持管理機関、宿舎（住宅）、棟番号及び戸番にかかるコードの設定、削除等の管理は、次によるものとする。

イ 維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード、棟番号は、変更しないこととする。

ロ 戸番は、宿舎の貸与形態の異動がない限り、変更しないこととする。

ハ コードを削除したときは、当該コードは欠番とする。

ニ 追加は、新規にコードを設定することとする。

（注） 宿舎の現地建替に伴うコードの取扱いは、取壊しとなったもののコードは削除し、新築されたもののコードは新規に設定することとする。

4 異動事由

宿舎現況記録の土地記録又は建物記録に係る異動事由の取扱いは別紙7及び8によるものとする。

市区町村
NO.

作成日 令和 年 月 日

宿舎(住宅)名				交通機関	1	線	駅	km	分
住居表示					2	線	駅	km	分
所在地					3	線	駅	km	分
宿舎の種類	有料・無料・公邸	管理人宿舎	管理人宿舎 有 無	管理人宿舎名			TEL		
管理人	代表	区分	氏名/会社名			TEL			
	2								
	3								

都市計画等 状況	地域地区指定	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
	上水道		下水道		ガス			
道路状況	幅員 m	東	西	南	北			
	舗装							

敷地の状況	国有財産	面積 m ²	台帳価格等 円	使用状況	自機関宿舎 m ²	他機関宿舎 m ²	宿舎以外 m ²	未利用等 m ²			
				沿革	特別会計						
	一時使用	他機関宿舎			駐 車 場	貸与台数	未貸与台数	明渡未了台数	計	貸与希望者数	
		庁舎等				敷地の地面					
普通財産				地下駐車場等							
				複数階-屋内							
	借受			借受区分	借受料 (年額)						
	計			借受台帳	借受相手方						

集会所等 附帯施設建物	延面積 m ²
	延面積 m ²

使用許可の状況	相手方	用途	許可年度	面積

建物の状況	宿舎(住宅)名/特別会計名	棟番号	財産区分	構造形態階層	建築年月日	建面積 m ²	別棟物置面積 m ²	規格別戸数	専用面積 m ²					老朽点数	借受区分 台帳NO. 借受料(年額)	廃止協議年度
						延面積 m ²			A	B	C	D	E			
									A	D						

一時使用状況	環境・沿革等												
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(別紙) 環境・沿革等

Blank area for environmental and historical information.

(作成要領)

- 1 本表は、宿舎の口座ごとに作成し、原則として、国有財産台帳及び宿舎現況記録に記載してある数量等について記載する。
- 2 本表の付属資料として、「案内図」、「配置図」及び「間取図」を登録する。合同宿舎の場合は、「附帯施設等状況表」をあわせて登録する。
また、他に登録する資料がある場合は「その他」に登録する。

なお、これらの図面は原則として、日本産業規格A列4番の規格とする。図面の作成に当たっては、住宅地図等から必要な部分をコピーしたものを利用して差し支えない。

- (1) 「案内図」は、最寄駅が明示されているものとする。
- (2) 「配置図」は、縮尺がわかるものとし、次により記載する。
 - (イ) 各棟別に棟番号、規格及び戸数を記載する。
 - (ロ) 周囲の状況及び進入路部分を図面上に記載する。
- (3) 「間取図」は、異なる間取のものすべてについて作成し、それぞれ専用面積を記載する。
- (4) 「附帯施設等状況表」の様式は別添とする。

(記載要領)

- 1 主な附帯施設については、次により記載する。
 - イ 附帯施設は全て記載するのではなく、宿舎概況が把握できる必要最低限の附帯施設のみ記載をすることとし、適宜追記して差し支えない。
 - ロ 物置の「構造」欄には、1戸当たりの数量を()書きする。
 - ハ 集会場を複数設置している場合は、各棟ごとに記載する。
 - ニ 太陽光発電装置の「構造」欄には、設備容量を記載する。

- 2 施設改修の状況については、次により記載する。
 - イ 宿舎全体ではなく、各棟ごとに記載する。
 - ロ 「改修状況」欄には、合同宿舎施設改修費により改修を実施した整備項目のみ記載をすることとし、複数回改修を実施している場合は直近の実績のみを記載する。
 - ハ 「整備項目」欄には、「合同宿舎の維持整備について」(昭和44年2月24日付蔵理第643号)通達の別紙「維持整備基準」の「整備項目」欄に掲げるところにより記載する。
 - ニ 2.施設改修の状況の様式に掲げる項目が把握できるものであれば、適宜の様式でも可とする。

(作成要領)

- 1 「廃止の種類」欄には、調査時点で一住宅廃止の場合は「全部廃止」、該当棟のみ廃止の場合は「棟廃止」、一部戸番のみ廃止の場合は「部分廃止」と記入する。
- 2 「廃止(予定)年月日」欄には、調査時点において、既に廃止となっている宿舎又は今後廃止する予定の宿舎について、廃止(予定)年月日を記入する。また、部分廃止とする宿舎については、部分廃止(予定)年月日を記入する。
- 3 「備考」欄には、公邸の場合は「公邸」と記入すること。
- 4 「調査時点の設置戸数」欄について
 - (1) 大学や地方公共団体等へ使用許可している戸数は「未貸与」に分類されることに留意すること。
 - (2) 東日本大震災の被災者受け入れのために、廃止扱いだった戸番を再利用可能とした場合については、現時点で国の職員の入居は想定されていないことから、設置戸数には含めないことに留意すること。
 - (3) 区分貸与している場合の、設置戸数への換算は以下の表のとおりとする。

C規格を区分貸与している場合の区分貸与の内訳戸数	設置戸数
1戸以上貸与 【例】a貸与2戸、未貸与1戸	貸与1戸 【例】c貸与1戸、a貸与0戸、未貸与0戸
貸与がなく、法第18条該当がある 【例】a18条1戸、未貸与2戸	法第18条1戸 【例】c18条1戸、a18条0戸、未貸与0戸
貸与及び法第18条該当がある 【例】a貸与1戸18条1戸	貸与1戸 【例】c貸与1戸、a貸与0戸、18条0戸
すべて未貸与 【例】a未貸与3戸	未貸与1戸 【例】c未貸与1戸、a未貸与0戸

別紙3

法第4条第2項関係の宿舎の内訳

- 1 国有林野事業所属職員宿舎
- 2 防衛省（内部部局を除く。）所属職員宿舎
- 3 在外公館所属職員宿舎
- 4 年金特別会計所属職員宿舎
- 5 船員保険 //
- 6 国立ハンセン病療養所所属職員宿舎
- 7 国立高度専門医療センター特別会計所属看護師宿舎
- 8 労働保険特別会計所属職員宿舎
- 9 直轄公共事業費所属職員宿舎
- 10 復興庁所属職員（復興局、青森事務所及び茨城事務所に所属する職員に限る。）のために設置する宿舎

別紙4

維持管理機関（省庁）コード

番号	法第4条第1項関係	番号	法第4条第2項関係
01	衆議院	51	削除
02	参議院	52	削除
03	最高裁判所	53	削除
04	会計検査院	54	削除
05	内閣	55	削除
06	内閣府	56	沖縄総合事務局
07	総務省	57	北海道開発局
08	法務省	58	防衛省（自衛隊）
09	外務省	59	在外公館
10	財務省	60	削除
11	文部科学省	61	年金特別会計
12	厚生労働省	62	船員保険特別会計
13	農林水産省	63	削除
14	経済産業省	64	国立ハンセン病療養所
15	国土交通省	65	削除
16	環境省	66	国立高度専門医療センター （看護師）
17	防衛省（自衛隊を除く）	67	農林水産省（公共事業）
18	デジタル庁	68	国土交通省（公共事業）
20	復興庁	69	削除
50	合同庁舎	70	労働保険特別会計労災勘定
		71	労働保険特別会計雇用勘定
		72	削除
		73	復興庁（復興局等）
		74	農林水産省（国有林野事業）

別紙 5

維持管理機関（合同宿舎）コード

財務局コード

財務局等名	財務事務所名	出張所名	番号
北海道			0100
		小樽	0101
		北見	0102
	函館		0120
	旭川		0130
	帯広		0140
	釧路		0150
東北			0200
	盛岡		0210
	福島		0220
	秋田		0230
	青森		0240
	山形		0250
関東			0300
	東京		0310
	東京	立川	0311
	横浜		0320
	横浜	横須賀	0321
	千葉		0330
	甲府		0340
	水戸		0350
	水戸	筑波	0351
	宇都宮		0360
	前橋		0370
	長野		0380
	新潟		0390
北陸			0400
	福井		0410
	富山		0420
東海			0500
	静岡		0510
	静岡	沼津	0511
	津		0520
	岐阜	阜	0530
近畿			0600
	京都		0610
	京都	舞鶴	0611

		神	戸		0620		
		奈	良		0630		
		和	歌	山	0640		
		大		津	0650		
中	国				0700		
				呉	0701		
		山	口		0710		
		山	口	下	関	0711	
		岡	山			0720	
		岡	山	倉	敷	0721	
		鳥	取			0730	
		松	江			0740	
四	国				0800		
		松	山		0810		
		徳	島			0820	
		高	知			0830	
九	州				0900		
		大	分		0910		
		鹿	児	島		0920	
		鹿	児	島	名	瀬	0921
		宮	崎			0930	
福	岡				1000		
				小	倉	1001	
		佐	賀			1010	
		長	崎			1020	
		長	崎	佐	世	保	1021
沖	縄				1100		
				宮	古	1101	
				八	重	山	1102

別紙 6

特別会計コード

省庁名	特別会計	番 号
法務省	登記特別会計	95
厚生労働省	国立高度専門医療センター特別会計	80
	年金特別会計	61
	船員保険特別会計	62
	労働保険特別会計	77
農林水産省 (内閣府) (国土交通省)	食料安定供給特別会計 (業務勘定分)	78
	〃 (国営土地改良事業勘定分)	83
経済産業省	エネルギー対策特別会計	76
国土交通省 (内閣府)	自動車安全特別会計	87
欠 番		51
		52
		53
		54
		55
		63
		75
		79
		81~82
		84~86
	88~94	

異 動 事 由

異動事由	記号	摘 要
新 築	01	宿舎設置計画に基づいて、新築により設置したものをいう。ただし、特別借受宿舎を含む。
増 築	02	宿舎設置計画に基づいて、1戸の部分に増築したものをいう。
改 築	03	宿舎設置計画に基づいて、建物を改築したものをいう。
移 築	04	宿舎設置計画に基づいて、建物を移築したものをいう。
模 様 替	05	宿舎設置計画に基づいて、模様替により設置したものをいう。
購 入	06	宿舎設置計画に基づいて、購入の方法により設置したものをいう。
交 換	07	宿舎設置計画に基づいて、交換の方法により設置したものをいう。
寄 付	08	宿舎設置計画に基づいて、寄付の方法により設置したものをいう。
所 管 換	09	宿舎設置計画に基づいて、所管換により設置したもの及び所管換を伴う宿舎の維持管理機関の変更をいう。
所 属 替	10	所属替を伴う宿舎の維持管理機関の変更をいう。
種 別 替	11	宿舎設置計画に基づいて、種別替により設置したものをいう。
用途変更	12	宿舎設置計画に基づいて、用途変更により設置したものをいう。
整 理 替	13	
喪 失	14	
廃 止	15	「用途廃止」、「種別替」又は「用途変更」等により、宿舎を廃止する場合をいう。
振替整理	16	法第4条第1項、法第4条第2項間の振替をいう。
借受又は 解除若し くは所属 変 更	17	一般借受宿舎の借受又は解除（一部解除を含む。）若しくは借受宿舎の所属変更をいう。
誤 謬 訂 正	18	「訂正」、「報告漏」をいう。

異動が2ある場合の異動事由の取扱い

- 1 前年の9月1日から8月31日までの間に、新築、購入、所管換等により宿舎が新規に増加したのについて異動が2ある場合は、宿舎の増となった事由とする。
- 2 前年の9月1日現在にあった宿舎について、喪失、廃止、所管換等により、1棟の建物全部が減となったものに異動が2あった場合は、宿舎の減となった事由とする(前年の9月1日現在になかった宿舎については、連絡票の作成を要しない。)
- 3 前年の9月1日から8月31日までの間に誤謬訂正を含む異動が2ある場合は、誤謬訂正とする。ただし、1及び2に該当するものは除く。
- 4 上記以外のものについては、次に掲げる表の該当する事由とする。

前年の9月1日から8月31日までの間に、次に掲げる異動があった場合	左の宿舎について、更に同期間に次に掲げる異動があった場合は、それぞれ下欄の異動事由を付する。													更正区分		
	増築	改築	移築 (宿舎(住宅)の所在が変更とならないもの)	模様替	次の事由により1棟の建物のうち一部が減となったもの											建物連絡票
					移築 (宿舎(住宅)の所在が変更とならないもの)	交換	所管換	所属替	整理替	喪失	廃止	振替整理	借受の解除	借受の所属変更		
異 動 事 由																
1 増築が行われたもの	規則第14条第2項又は第3項に規定する適用を受けるものにあつては、その事由とし、同規定の適用を受けないものは、異動事由のうち、いずれか適当と認められる事由とする。				移 築	交 換	所 管 換	所 属 替	整 理 替	喪 失	廃 止	振 替 整 理	借 受 解 除	所 属 変 更	訂 正	戸数が増となるときは追加、戸数が減となるときは抹消、それ以外は訂正
2 改築が行われたもの					移 築	交 換	所 管 換	所 属 替	整 理 替	喪 失	廃 止	振 替 整 理	借 受 解 除	所 属 変 更	同 上	同 上
3 宿舎(住宅)の所在が変更とならない移築が行われたもの					移 築	交 換	所 管 換	所 属 替	整 理 替	喪 失	廃 止	振 替 整 理	借 受 解 除	所 属 変 更	同 上	同 上
4 模様替が行われたもの					移 築	交 換	所 管 換	所 属 替	整 理 替	喪 失	廃 止	振 替 整 理	借 受 解 除	所 属 変 更	同 上	同 上
5 当該建物の一部について移築が行われたもの	移	築			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
6 当該建物の一部について交換が行われたもの	交	換			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
7 当該建物の一部について所管換が行われたもの	所	管	換			—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
8 当該建物の一部について所属替が行われたもの	所	属	替			—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
9 当該建物の一部について整理替が行われたもの	整	理	替			—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
10 当該建物の一部について喪失したもの	喪	失			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
11 当該建物の一部について廃止したもの	廃	止			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
12 当該建物の一部について振替整理が行われたもの	振	替	整	理			—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
13 当該建物の一部について借受解除が行われたもの	借	受	解	除			—	—	—	—	—	—	—	—	同 上	同 上
14 当該建物の一部について借受の所属変更が行われたもの	借	受	の	所	属	変	更			—	—	—	—	—	同 上	同 上